

機械器具（55）医療用洗浄器
一般医療機器 歯科用口腔洗浄器 JMDN コード：12304020

再使用禁止（シリンジチップ）

プロチップターボ

【禁忌・禁止】

シリンジチップは再使用禁止。

【形状、構造及び原理等】

1. 形状

1) シリンジチップ



2) チップコンバーター

KA138



KA139



SE137



BE107



LU135



SM117



2. 原材料

シリンジチップ：プラスチックポリプロピレン
プロチップコンバーター：ステンレススチール

3. 包装

シリンジチップ：250 本 / 箱
プロチップコンバーター：1 個 / 包

【使用目的又は効果】

歯科用口腔内洗浄器本体に接続して、口腔内の洗浄に用いる。

【使用方法等】

1. 使用する前にプロチップコンバーターが滅菌済みを確認すること。（プロチップコンバーターはオートクレーブ滅菌可。134℃で3分以下厳守。乾燥工程は避けること。シリンジチップは再使用禁止。）
2. 歯科用口腔内洗浄器本体の先端部を外し、適合するプロチップコンバーターを取り付ける。
3. プロチップコンバーターにシリンジチップを取り付け、ロックするまで回転させて固定する。
4. 洗浄器本体を操作して使用する。

**【使用上の注意】

1. 使用前に必ず適切な洗浄、滅菌を行うこと。
2. 洗浄機本体のメーカーに合ったコンバーターを使用すること。
3. 劣化や異常が見られた場合は、器具の使用を中止すること。
4. 器具の形態変更や改造などはないこと。
5. 素材のステンレススチールは鉄に対して錆びにくい金属ではあるが、使用方法や環境等によっては腐食（錆び）することがある。

**【保管方法及び有効期間等】

1. 高温多湿を避け、直射日光の当たらない清潔な場所に保管すること。
2. 保管中、破損しないように注意すること。

**【保守・点検に係る事項】

1. 使用前に異常がないことを確認してから使用を開始すること。
2. 洗浄、滅菌について

〔洗浄〕

使用後は歯科用防錆洗浄剤を用いて、洗浄すること。血液体液等で汚染した器具は、そのまま放置すると汚れが除去しにくくなる。洗浄後は十分な水量で洗浄剤を洗い流し、乾燥させること。

※超酸化水（超酸性水）等は、金属を腐食させることがあるので、使用しないこと。

※クレンザー（磨き粉）、金ブラシ、金属ウールは錆び、キズの原因となるので使用しないこと。

※洗浄後は、腐食防止のために直ちに乾燥すること。

〔滅菌〕

オートクレーブ等で滅菌を行うこと。【オートクレーブ温度134℃で3分以下厳守。乾燥工程不可。】

〔その他〕

・洗浄・滅菌にはできるだけ精製水を使用すること。水道水を使用すると塩素イオンの影響で器具が腐食する（錆びる）ことがある。

・洗浄・滅菌後の器具は水分を除去し、十分乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると錆び、変色の原因となることがある。

**【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社歯愛メディカル

住所：石川県白山市鹿島町1-9-1

電話番号：076-278-8800